

鹿屋市市有財産随時売却説明書

1 売却物件

売却物件は、「物件調書」のとおりです。

なお、申込時点で既に売却されている場合や、都合により売却を中止する場合がありますので、事前に御確認ください。

2 申込者の資格

個人及び法人とします。ただし、次に掲げる者は申込をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者及び警察当局から排除要請を受けている者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (4) (2)又は(3)に掲げる者から委託を受けた者
- (5) 鹿屋市税を未納している者
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

3 申込受付

(1) 申込方法

随時売払いによる買受を希望する方は、「普通財産譲渡申請書」と添付書類を添えて物件調書の売却物件一覧表に記載してある物件の所管課へ提出してください。

※ 本申込は郵送での受付はいたしません。

※ 本申込に必要な書類は、必ず申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接ご持参ください。

※ 申込書に押印する印鑑は、シャチハタ不可。

※ 共有名義を希望する方は、共有者全員の連名で申し込んでください。

(2) 申込の添付書類

- | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|
| ① 個人：住民票（世帯全員のもの） | } | ・コピー不可
・発行日から3ヶ月以内のもの |
| 法人：法人登記簿謄本又は登記事項証明書 | | |
| ② 鹿屋市税納税証明書（市税滞納なし証明書で可） | | |
| ③ 写真入り身分証明書の写し（個人のみ） | | |

(3) 申込期間

随時（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は除く。）

申込時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 申込み順の決定方法

先着順（日単位）により譲渡申請書を受付します。ただし、同日に複数の申込みがあった場合はくじ引きにより受付順位を決定します。

提出された申請書の内容等を審査した後、売払いが決定します。

4 物件の確認

物件については、物件調書に概略を記載していますが、物件は現状有姿での引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認し、法令等に基づく規制や諸条件等について関係機関へ問合せ等の調査を行ってください。

なお、現物と物件調書の数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

5 契約の締結

(1) 売払いが決定した方には、決定通知書を送付いたしますので、通知を受けた日から5日以内に、売買契約を締結してください。

※必要書類等

ア. 実印 イ. 印鑑証明書 ウ. 契約保証金 エ. 契約書に貼付する収入印紙

(2) 契約の際に、契約金額の10%以上の契約保証金を納付していただきます。なお、納入いただいた契約保証金は売買代金に充当します。

6 売買代金の支払方法

支払方法は、次の(1)又は(2)のいずれかになります。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金を一括納付する方法

(2) 売買契約締結と同時に契約保証金(契約金額の10%以上の金額)を納付し、残金を鹿屋市が指定する期日(契約の翌日から30日以内)までに納付する方法

※ 売買代金を鹿屋市が指定する期日までに支払わなかった場合には、契約は解除となり、契約保証金は鹿屋市に帰属することになりますので御注意ください。

※ 売買代金の分割納入はできません。

7 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権移転があったものとし、物件を引き渡すこととします。

(2) 所有権の移転登記は、売買代金完納後に鹿屋市が直接行いますので、売買代金を納付されたら、速やかに下記の書類等をご提出ください。

・納入通知書の領収書の写し

・登録免許税額に相当する収入印紙(登録免許税額は別途お知らせします。)

※ 所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は申込者の負担となります。

8 用途の制限

売買契約において次の条件が付されますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は当該物件を第三者に貸してはならないこと。

- 当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は当該物件を第三者に貸してはならないこと。

9 その他

本説明書に定めのない事項は、鹿屋市契約規則及び鹿屋市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。